

無線局変更等申請書・届出書
免許記録変更届出書
無線局免許承継届出書
無線局記載事項等変更届出書
(注 1)

年 月 日

総務大臣 殿 (注 2)

収入印紙貼付欄
(注 3)

- ☐ 電波法第 9 条第 1 項又は第 4 項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたので、無線局免許手続規則第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 電波法第 9 条第 2 項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 9 条第 5 項第 1 号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第 5 条第 2 項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第 6 条第 1 項第 10 号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 9 条第 5 項第 2 号の規定により、基幹放送局について、同法第 6 条第 2 項第 3 号、第 4 号（事業収支見積もりに係る部分に限る。）、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 17 条第 1 項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 電波法第 17 条第 2 項第 1 号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第 5 条第 2 項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第 6 条第 1 項第 10 号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 17 条第 2 項第 2 号の規定により、基幹放送局について、同法第 6 条第 2 項第 3 号、第 4 号（事業収支見積もりに係る部分に限る。）、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる事項に変更があったので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 17 条第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 19 条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐ 電波法第 21 条第 2 項の規定により、無線局の免許記録に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

(注 1、4)

記 (注 6)

住所	都道府県－市町村コード[]
	〒 ()
氏名又名称及び 代表者氏名	フリガナ
法人番号	

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 備考	

① 承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☐ 該当 ☐ 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	☐ 有 ☐ 無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合（同号）	☐ 有 ☐ 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☐ 無

□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	